

はじめに

本書は当社に納入いただく工事、作業、サービスの安全に関する標準仕様書です。本書に記載された事項は当社の全ての部門が発注する工事、作業等に対して適用されます。貴社の工事、作業、サービスの見積には本書で要求する事項が全て含まれている事をご確認下さい。

1. 基本原則

1.1. 安全方針













エア・リキードにとって、安全は最も重要な責務です。従業員、請負業者、そして当社のために働く全ての人々の健康と安全、さらに環境の保護は、絶対的な優先事項です。エア・リキードにとって安全は最重要責務であり、従業員、請負業者を含む全ての人々の健康と安全、そして環境保護を最優先します。「ゼロ災」を目標とし、社員と請負業者の双方で達成を目指します。具体的には、事業所内の全ての人々の身体的安全の保証、安全で信頼性の高い設備運用と関係者への配慮、廃棄物・排出物の削減と省エネによる環境影響の排除、そして労働環境の質の継続的な向上を優先します。

1.2. 適用される法令等の遵守

本書は主要なHSE(労働安全衛生)に関する要求を定めるものであり、法令に取って代わるものではない。矛盾する場合はより厳格な要求事項が適用される。請負会社は適用法規を遵守し、必要な法的通知と許可を取得する義務がある。法令・規則違反の責任はすべての請負会社が負い、本規定の不遵守による損害・費用は請負会社の負担となる。契約上、不遵守は契約解除や損害賠償請求の対象となる。

1.3. エア・リキードのライフセービングルール

エア・リキードグループで設定する本ルールの違反者には直ちにその作業を停止いただき、その現場から退場いただきます。本ルール適用による減員に対しては速やかに補充し、納期、工期の遅滞ないように対応すること。

	薬物やアルコールを摂取した状態で作業しません		必要な時、ガス検知器を装着します		高所作業時には、墜落防止器具を装着します
	指定の喫煙場所以外では喫煙しません		有効な安全作業許可に基づいて作業します		吊荷の下には入りません
	作業に必要な個人用保護具を着用します		作業開始前にエネルギー源の遮断を行います		車の積荷はしっかりと固定します
	閉塞空間には無許可では決して入りません		許可や代替手順なしに安全装置を無効にしません		車両で移動時は必ずシートベルトを着用します

1.4. 請負会社の経営者のコミットメント

請負会社には、本書に特記がない場合でも、常に従業員の安全確保を最優先とするあらゆる措置を講じることが求められます。また、請負会社の経営者は、現場の安全会議、安全パトロール、事故調査などに積極的に参加し、安全活動に貢献することが期待されています。

2. 組織とリソース

2.1. 安全組織

安全な作業のため、エア・リキードと請負会社は緊密に連携し、安全に関する原則と責任を明確にする必要があります。エア・リキードの指示には必ず従ってください。作業開始前に組織図を提出し、現場で作業監督者を選任、顧客規則と法令を遵守させます。作業監督者は現地語に堪能である必要があります。従業員10名以上または複数社での作業の場合は、HSE管理者を常駐させてください。

2.2. 人員配置

請負会社は、本業務の安全な遂行を確保するために、必要な資格を有する力量のある人材を適切に配置し、役割と責任を明確にして下さい。請負会社は、有効な労働許可証を所有している場合のみ、作業人員を派遣することを表明する。請負会社は、この義務を自身の委託先にも遵守させてください。請負会社は、エア・リキードの施設において作業を行うすべての人員の氏名および情報保護に関する現地規則で認められている国籍情報のリストを事前に提出する義務を負います。外国人の請負会社の従業員は、現地の法令に基づき、業務が行われる国または地域において従業員を派遣することができるよう、事前に国が発行する身分証明書および従業員の必要書類の写しを提出する必要があります。請負会社は、本業務を安全に遂行するため、必要な資格と能力を有する人材を適切に配置し、各々の役割と責任を明確にしてください。

2.3. 作業員の力量

請負会社は、適切なスキルを有する人員によって作業を実施する義務を負う。経験、年齢、性別、心身の健康状態などの要因を考慮してください。請負会社の人員は雇用主が作業遂行に適していると保証し、作業に必要な有効な資格及び証明書を所持させてください。

必要な資格例(以下に限定されるものではない):

- クレーン等の運転業務
- 玉掛の業務
- 溶接等の業務
- フォークリフトの運転業務
- 建設機械の運転等の業務
- 高所作業車の運転の業務
- 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- 高圧、特別高圧の充電電路、支持物の敷設、点検、修理、操作の業務
- 低圧の充電電路の敷設、修理の業務、開閉器の操作の業務
- 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
- 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務
- 墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

請負会社は、エア・リキードから要請があった場合には、トレーニングおよび資格認定に関する情報を提出してください。請負会社は、メンテナンス作業を行う場所で使用される言語を、全ての作業員が理解し、話すことができるかどうかを確認してください。少なくとも、チームを編成する際、現場にいる各チームには、エア・リキードのチームの言語と作業員の言語を話し、作業員に指示を伝えることができる監督者を配置することが必要です。

2.4. 就業時間

作業は通常の勤務時間内(現場の通常勤務時間に合わせて)、通常の勤務日に行われます。請負会社は、このことを考慮して計画を立て、注文書に記載された期間内に作業の成果を出してください。通常の勤務時間から逸脱する場合は、事前にエア・リキードの承認を得る必要があります。また、法令で定められた労働時間を超えてはいけません。

2.5. 請負業務

請け負った作業範囲、全て一括して外注することは許可しません。(丸投げ禁止)請負会社は、エア・リキードの書面による承認を得た上で、業務の一部を外注することができます。請負会社は、提供する業務の一部を外注する旨を、注文を受ける前に通知してください。本書において請負会社に適用されるすべての規定は、請負会社の全ての外注先にも等しく適用されます。請負会社は、エア・リキードの要求に応じて、外注先と締結した契約書のHSE関連条項の写しを提供して下さい。

3. 安全マネジメントシステム

3.1. 安全パフォーマンス評価と契約解除

作業、工事の終了後、請負会社の安全な作業遂行について、作業を監督したエア・リキードの責任者とともに評価を行ってください。このパフォーマンス評価では、特に安全規則の尊重と安全のための事故防止活動への関与、貢献が重視されます。請負会社は、作業の実施中、エア・リキードが安全検査、行動安全観察、抜き打ち監査等を通じて HSE 規則の遵守を随時確認できることを保証して下さい。さらに、エア・リキードは、請負会社およびその外注先のHSE認証システムの適切性を評価するために、自社または外部機関を通じて検査、評価を実施します。

以下の場合、エア・リキードから、通知や清算的損害賠償なしに契約を終了できる:

- エア・リキードの許可なく作業を外注した場合
- 現地の安全規則またはエア・リキードの安全規則に対する重大な違反がある場合

労働安全衛生ガイドライン(法令及びエア・リキードの規定)に違反したことにより発生する費用は、請負会社の負担となります。

3.2. 望ましくない事象の報告・分析

請負会社は、以下の各イベントのいずれかに該当する場合には、直ちにエア・リキードに通知してください:

- 現場にいる人の健康および/または安全に影響を与える事故、および/または
- 環境または財産上の損害

事故の状況を詳述した書面による報告書は、その発生から1日以内にエア・リキードに提出してください。エア・リキードの要請により、より詳細な分析が行われることがあります。請負会社は、要請があればいつでもエア・リキードの事故調査に参加してください。請負会社は、望ましくない状況を解決または改善するための提案の策定を支援し、詳細な分析で特定された改善を実施することが期待されます。

3.3. 記録保持

請負会社は以下のデータを保存・作成して下さい:

- 請負会社の従業員の資格、証明書
- 請負会社が外注先として使用する会社の評価証明書
- 使用する車両、機器、工具などの適合証明書および(法定)検査証明書
- 現場に持ち込む/使用する化学部室の安全データシート(SDS)
- 産業廃棄物の廃棄証明書(請負会社が処分する場合)
- 事故調査報告書

4. リスクと低減策

4.1. 実施される作業に関する危険性

作業開始前に、エア・リキードは、工事、作業の安全な実施の準備に必要な情報(例:共同作業、設備の特性、現場で扱う製品、動線計画など)を請負会社に提供します。請負会社はエア・リキードと作業実施計画(作業実施のための告知方法、危険の特定と緩和)を共有してください。

4.2. 安全作業許可 (SWP)

エア・リキード施設でのすべての作業には、安全作業許可が必要です。請負会社は、安全作業許可の取得に関する現地の手続きに精通し、提供されるトレーニングに参加してください。請負会社の作業監督者は、作業を開始する前に、有効な作業許可を所有していることを確認する必要があります。また、作業監督者は、請負会社を代表して、安全作業許可に署名することにより、安全作業許可に同意し、安全作業許可の内容を理解したことを表明してください。これは、リスクと予防・保護対策が明確かつ包括的に伝えられ、完全に安全な状態で作業を開始するのに十分な措置がとられていることを意味します。請負会社の作業監督者は、その監督下で作業を行う全ての者(請負会社の従業員およびその外注先の従業員)に対して、これらの情報を伝達し、説明してください。請負会社の作業監督者は、安全作業許可に記載されている、および/または伝達されているすべての措置が存在し、作業を開始する前に正しく実施されていることを確認して下さい。また、請負会社の作業監督者は、作業中に新たなリスクや追加的なリスクを生じさせるような状況や環境の変化がないことを、現場で定期的に確認してください。請負会社は、安全作業許可に記載された作業のみを、安全作業許可に記載された場所でのみで、実施することができます。安全作業許可は、最大で1稼働日(シフト制の場合は、作業を行う人の1シフト)、1組の作業のみを対象としています。作業を継続して行う場合、いかなる場合も、許可証は6日以上更新することはできません。安全作業許可の書類は、作業の全期間中、作業チーム全員がアクセスできるようにしてください。

4.3. 個人用保護具 (PPE)

請負会社は、作業を開始する前に、その従業員と下請け会社の従業員に作業の種類に応じた個人用保護具を支給してください。請負会社は、請負会社の活動・業務に関連するリスクに応じ、必要な個人用保護具を明確に決定し、提供する責任を負います。エア・リキードの事業に関連するリスクについては、作業が行われるゾーン/設備によって、追加のPPEが必要となる場合があります。必要なすべてのPPEは、契約書または発注書に別段の定めがない限り、請負会社がその要員に無償で提供して下さい。PPEは、良好な状態で、法律で定められた特定の基準、性能を満たすものでなければなりません。また、PPEには、有効な認証ステッカー(該当する場合)および有効な該当する規定のシンボルマークを付けてください。すべてのPPEと安全装置について、使用者が理解できる言語の使用説明書を用意してください。作業において個別のガス検知器を使用する必要がある場合、請負会社はエア・リキードに、請負会社が提供する検知器が適切である(警報、校正等)ことを確認してください。請負会社は、PPEの使用および定期的なメンテナンスについて従業員にトレーニングを行う責任を負います。

4.4. 業務に直接関係のない危険性

異常気象(激しい風、嵐、極端な低温や高温など)によりスタッフの健康や安全が脅かされる場合、エア・リキードの作業責任者と相談の上、作業を中止または調整するのは請負会社の責任です。嵐(雷)の時にパイプラインの作業を行うことは禁止されています。パンデミック発生時、請負会社は、エア・リキードと全面的に協力し、従業員の健康を守るために必要なすべての措置を実施し、作業の継続を確保するために展開される感染予防のための衛生規則を従業員に理解させ遵守させて下さい。

4.5. 応急処置と緊急時対応

請負会社の従業員は、工事、作業を行う現場において適用される応急処置及び緊急事態管理に関する規則、実施要綱および伝達指示に従って下さい。請負会社の従業員は、エア・リキードの現場にいる間に行われる緊急時の訓練に参加して下さい。必要な場合には、作業および環境要因に応じて、請負会社は作業防災備品(消火器、洗眼器、(携帯用)緊急用シャワーなど)を作業現場に提供して下さい。請負会社は、これらの作業防災用品を使用するスタッフを提供するための資格認定とトレーニングを受けて下さい。請負会社の従業員は報道関係者と直接話すことはできません。外部とのコミュニケーションは、指定されたエア・リキードの広報担当者がメディア対応の責任を担います。

5. 作業

5.1. 作業の準備

請負会社は、作業の準備の一環として、作業に適用される手順書を提供し、作業前計画を作成して下さい。

請負会社は、作業を開始する前に、以下のことを確認してください：

- 作業の事前計画書が作成されている
- すべての従業員がエア・リキードの安全教育を受講済みである
- 作業実施に必要なユーティリティ(電気、圧縮空気、仮設照明など)が設置され、安全に使用できる状態になっている
- 認定されたエア・リキードの代表者が署名した有効な安全作業許可が発行され、その内容が作業実行者に明確に伝えられている

請負会社は、可能な限り、作業の実施が作業現場および／または作業現場周辺の人々の安全と健康に悪影響を与えないように、作業活動を組織し、作業エリアを設定してください。作業エリアは、エア・リキードの作業担当者とともに事前に決定されます。必要に応じて、作業エリアをバリケードやロープ等で囲み、関係者以外の立ち入りを防止して下さい。

5.2. 人的要因と作業停止の権限(Stop work authority)

請負会社は、請負会社の従業員の安全な行動をサポートするために、特に以下のエア・リキードの慣行に積極的に参加してください：

- 安全に関するルーティン(安全トーク、セフティモーメント、ミーティング)
- 行動安全観察(BSV)
- 安全規則違反の場合の懲戒方針(ライフセービングルール/LSR)
- ストップワークオーソリティー(作業停止権限)

請負会社は、従業員に対し、危険な状況を発見し報告すること、また、人や環境に直接危険を及ぼすような危険な作業、状況を中止・中断することを奨励してください。

5.3. 作業環境

請負会社は、作業場を常に清潔で整頓された状態に保ってください。道路や通路は常に障害物がなく、動線を妨げないようにルール(車両と歩行者)を設定し守らせて下さい。エア・リキードが指定したエリア以外には、いかなる資材も保管することはできません。機器、材料、製品等の保管をする場合、請負会社は、夜間及び日中、これらの場所を目に見えるように区分けして、責任者と保管期間を明示して下さい。請負会社は、作業期間中、作業場、材料及び設置物を良好な状態に維持して下さい。

請負会社は、従業員が利用できる休憩スペース(食堂、衛生設備など)を準備し、それらの施設は、エア・リキードが推進する健康と衛生の水準を維持して下さい。

5.4. 業務遂行中および完了時の調整

請負会社(および必要に応じてその外注先)とエア・リキードとの間の調整会議は、作業範囲の期間と複雑さに応じた頻度と形式で開催されます。安全、健康、環境は、これらの調整会議の議題に体系的に含まれています。作業終了後は、エア・リキードで最終チェックを行い、工事、作業の対象とな

る機器/設備が安全な動作状態に戻されていることを確認します。この最終安全確認は、作業範囲の複雑さに応じて、安全作業許可をクローズする際に、または専用のレビューによって行われます。

5.5. エア・リキード社外のサイト(顧客、公共場所)での作業

エア・リキードの一部の設備は、エア・リキードの最終顧客の敷地内や公共施設(道路等)に設置されている場合があります。最終顧客の施設に設置された、又は公共施設に接地されたエア・リキードの機器の工事、作業を行う場合、エア・リキードは、顧客(もしくは行政)から要求された特定の安全トレーニングの要求事項を請負会社に提供します。請負会社は、本書に記載された条件に加えて、最終顧客の現場で課せられる可能性のある追加的な特定の要求事項、指示および条件を熟知し、それらを遵守してください。

6. 環境

請負会社は、環境への影響(原材料の使用、廃棄物、漏水、騒音等)を可能な限り排除、または最小限に抑えて下さい。請負会社が処分するすべての廃棄物(固体および液体)は、現地の規則に従って請負会社で清掃・除去して下さい。地域の規定により必要とされる場合、請負会社は、廃棄物の除去に必要な証明書を作成して下さい。廃棄物は分別して回収・撤去して下さい。漏洩、流出、または汚染を伴う事故は、直ちにエア・リキードに報告する必要があります。請負会社は、エア・リキード および/または法的な環境に関する指示に従わないことで、作業またはサービスの実行中に発生しうる清掃、土壌汚染除去、および罰金の費用を負担して下さい。

7. セキュリティー

請負会社は、エア・リキードまたはその顧客のサイトへの立ち入りを規制するすべての実施要綱および文書に従って下さい。エア・リキードの明確な許可なく、設備の一部を撮影したり、撮影することは禁止されています。エア・リキードは、請負会社が作業場所へ立ち入ることを拒否する権利を有します。請負会社は、警備上の異常事態(例:不法侵入、盗難、攻撃等)が発生した場合、これを報告して下さい。

8. 下請け管理

請負会社が作業依頼する下請会社又は個人事業主(一人親方)は確実に管理すること、以下の安全についての項目等について定期的に監査して下さい。

- ・下請会社の年間安全衛生計画、工程別災害防止計画等
- ・下請会社従業員の保有する資格
- ・下請会社従業員の定期健康診断の記録
- ・下請会社従業員の特別教育を含む教育記録
- ・下請会社の事故の記録と対策の記録(過去10年)

9. イエローカードシステム

日本エア・リキードでは、工事現場、保守作業現場等においてイエローカードシステムを導入しています。もし作業者に不安全な行動が見られた場合にその程度に合わせてイエローカード又はレッドカードを与えます。イエローカード3枚又はレッドカード1枚を受けた作業者には直ちにその作業を停止いただき、その現場から退場していただきます。本ルール適用による減員に対しては速やかに補充し、納期、工期の遅滞ないように対応してください。



10. TBM-KY活動の推進

TBM(ツールボックスミーティング)とKY(危険予知活動)を組み合わせて、現場作業での危険を未然に防ぐための安全活動を積極的に行うこと。この活動を通じて、作業員の安全意識を高め、作業環境を安全に保ち、無災害を実現して下さい。